

令和3年度 第3回江津市農業委員会総会

日時：令和3年6月21日(月) 午前9時30分～

場所：江津市地場産業振興センター2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第8 その他

○出席農業委員（10名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 4 番藤井孝子 5 番柳原良雄
6 番和田幸子 7 番大村理之 8 番二本木俊二 9 番田代和秋
10 番深野政勝 11 番原田和徳

○出席推進委員（9名）

盆子原 温、井上清澄、崎谷靖徳、野田英夫、佐々木建也
湯浅憲昭、仲津和法、壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長佐々木久 参事藤田佳久 次長津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間より少し早いですが、出席者全員揃いましたので、ただ今から令和3年度、第3回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしく願いいたします。

会 長 おはようございます。5月末に、江津市内においてコロナ感染が確認されたということで、心配しておりましたけれども、以後そういった情報も無く、も

うこれで落ち着いてくれたらなと思っております。皆さんも従来から言っておりますように、感染防止対策を継続して頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。それでは、ただ今より、令和3年度、第3回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、山本委員、河村推進委員、階本推進委員より欠席の報告がありました。出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解を頂きましたので、7番 大村委員、8番 二本木委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第18条第6項

《 後地町 》

会 長 日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料の2ページ、農地法第18条第6項の規定による届出についてです。農地の所在は後地町●●●●番●、地目は登記簿現況ともに田、面積が1,001㎡です。賃貸人は●●●●さん、江津市都治町●●●番地●です。賃借人が●●●●さん、江津市後地町●●●●番地です。合意解約でございます。解約成立日が5月21日で、引き渡し時期が6月30日でございます。以上です。

会 長 ただ今、事務局から報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出については、ご了承願います。

農地法 第4条

《 渡津町 》

会 長 次に日程第3、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の

1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 1 号、3 ページです。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてです。農地の所在は渡津町●●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が 32 ㎡です。申請人は●●●●さん、江津市渡津町●●●●番地です。転用目的は駐車場、この件に関しましては、昭和 55 年月日不詳ですが、その時から駐車場として使用していたということで、顛末書が添付されておりました。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は 1 ページをご覧ください。ご覧のように現地は 9 号線渡津町交差点から、JR 山陰本線の渡津陸橋をくぐって、すぐ右の方に●●●●があります。その●●●●の横に接している所に今回の申請地があります。現地は、旧 261 号線になるのですかね。それと小さな川に挟まれた所にありまして、面積も 32 ㎡と縦長の小さな面積となっています。申請人の父が生前中に●●●番地、この位置図で見ると●●さんという表示になっておりますけれど、そこに以前住まれていたようです。その際に、先ほど顛末書の内容を言われていましたが、昭和 55 年頃からアスファルト舗装をして、駐車場として使用されていたということでもあります。先ほどもありましたように、顛末書も提出されて娘さんの方も反省をされておられました。昭和 55 年からですから、もう既に 40 年以上経過していることなどから、周辺への被害等は考えにくいと思います。よって、特に問題は無いかと思っておりますけれども、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

◀ 渡津町 ▶

会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、下段の 2 の方に移ります。農地の所在は渡津町●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が 37 m²です。申請人は●●●●さん、浜田市殿町●●番地です。転用目的は貸進入路でございます。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図の 2 ページをご覧ください。現地は国道 9 号線、江津バイパス東口から右側の●●●●あるいは●●●●があり、浅利渡津線を浅利方面に行った所に●●●●がありますけれども、その下の方になります。この議案は、本日の議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の、⑤と⑥の案件に関係しておりまして、この場所は農地法第 4 条②の細長い部分で、地番が●●●番という 37 m²の農地になります。許可申請の転用目的については、貸進入路となっています。先ほども言いましたが、後から出てくる第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の、⑤と⑥の申請人の●●●さんの申請地に隣接する所の進入路になっております。この場所については、既に砂利等が敷いておりまして、申請人の●●●さんについては、●●●●の代表で、あとの案件の●●●さんの個人住宅拡張あるいは、周辺の農地の造成をして宅地を拡張するという予定のようでした。以上のことから、隣接する土地へ土砂が流出しないように、アスファルト舗装をする等の措置をして、周辺への被害等の恐れが無いようにということであり、以上のことから特に問題は無いと考えますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、ご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

事務局 それでは2ですが、その前に先ほどの1の所で、対価ですが10aあたりが●●●●千円になりますことを説明し忘れていました。ご確認ください。それでは2番です。後地町●●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が198㎡です。譲渡人は●●●●さん、江津市後地町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。転用目的は個人住宅です。対価が10aあたり●●●●千円ということでございます。以上です。

会長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番委員 それでは位置図の4ページをご覧ください。6月14日に現地確認をしました。左上の浅利町と表示のある道路が国道9号線で、その信号のある所から南に●●●m程の所に交差点がありまして、そこを更に東の方に約●●●mの所に現地がございます。こちらは周辺がぐるっと道路になっているのですが、梅や桜が等間隔に植えてありまして、草刈り管理をされているような土地です。以前にもこの左端の方に、表示されていませんが住宅が1件、申請が出て許可されているのですが、これで3件目の土地になります。これは立ち退きによる移転ということで、生活排水は合併浄化槽を通じて道路側溝の方へ流すようにし、コンクリート擁壁を新設して宅地内の水が周辺に漏れないようにするというので、申請が出ております。特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは3番です。農地の所在は二宮町神主●●●●番地、地目は登記簿現況ともに畑、面積が302㎡です。譲渡人は●●●●さん、江津市二宮町神主●●●●番地です。譲受人は●●●●さん、江津市二宮町神主●●●●番地です。転用目的は個人住宅で、対価は10aあたり●●●●千円ということになります。以上です。

会長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 位置図は5ページをご覧ください。農地法第5条③と書いてある下に住宅地がありますが、これは都野津の●●●●を上がってきた所の●●●●団地です。その下の方に●●●●がありまして、その道路を挟んですぐの所に申請地がございます。●●さんが●●さんに宅地として、この土地を譲るということで、周りも宅地化されております。特別問題は無いと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは4番です。農地の所在は二宮町神主●●●●番地、地目は登記簿現況ともに畑、面積が495㎡です。譲渡人は●●●●さん、江津市二宮町神主●●●●番地です。譲受人は●●●●、●●市●●町●●●●番地です。転用目的は貸集合住宅ということでございます。以上です。

会長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 位置図は6ページをご覧ください。ここは通称二宮町の●●地域と言われる

場所で、真ん中上から左下に 9 号線が走っております。左の方は浜田方面で右の方は江津方面です。9 号線から小さい道を通って行くのですが、角の所に●●●があります。この道を山手、南側に●●mくらい入りまして、その交差点を左折した所です。●●さんが、アパートを建てる●●●●さんに譲るといふことで、周りはほとんど宅地化されております。申請地の隣の空き地も、何も作っていないような草が生い茂った土地で、周りの農地に悪い影響を与えるということはありません。以上です。よろしくお願ひいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 4 については、可決されました。

《 渡津町 》

会 長 　次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 5 及び 6 について」を議題といたします。この申請は箇所が隣接しており、また申請人が同一ですので、一括審議といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは、5 番と 6 番ですけれども、この土地は先ほど 4 条申請の 2 でありました進入路、この進入路を使って入る土地になりまして、これに関わる申請になります。それでは 5 番からですが、渡津町●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が 64 m²です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●番地です。譲受人は●●●●さん、江津市●●町●●●●番地及び●●●●さん、江津市●●町●●●番地です。転用目的は個人住宅拡張です。これに関しては平成 30 年 5 月から令和 3 年 12 月末日の工期で、既に家屋が建てられていて、農地の部分の届けをせずに建てていたことが判明しましたので、顛末書を付けて提出されております。次に 6 番ですけれど、それに隣接する渡津町●●●番地、地目は登記簿現況ともに畑、面積が 88 m²です。譲渡人は●●●

●さん、●●市●●町●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●町●●●番地及び●●●●さん、●●町●●●番地です。転用目的はドッグランです。対価は5番の●●●番が10aあたり●●●●千円で、6番の●●●番が10aあたり●●●●千円ということになります。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は先ほど事務局からも説明がありましたように、2ページをご覧ください。冒頭、農地法第4条で説明した場所になります。譲受人の●●さんは斜線部分の道路側にあります空白になっていますけれど、現在こちらに住まわれておられます。3年前にその家を買われて現在も住まわれているということでした。家の裏の●●●番については転用目的として個人住宅を拡張したい。それから●●●番は、土地を造成してドッグランを設けるということでした。●●●番の拡張予定地は、既に少しの砂利を敷いて簡単な整地をしておられました。●●●番にドッグランを予定の場所ですけれども、現在は耕作されている形跡はありませんが、草刈りなどの綺麗な管理はされておられました。家を伺って確認をしたのですが、家の玄関には大きな熊みたいな犬がいたのですが、その犬を裏で運動をさせたいというふうに言っておられました。将来的には子供の邸宅を建てて、拡張をしていきたいと言っておられました。顛末書が出されていたということで、事務局の方に内容の確認をした所、現在、●●さんが住まわれている住宅が平成30年に建てられたのですが、今回の申請地の●●●番は、譲渡人が平成29年に自分で農業をするために取得された土地であるということでしたけれど、平成30年の住宅建築する時にこちらの方に越境して建築をされてしまったということから、その後も農業する予定も無いまま現在に至っていたという所で、顛末書の提出に至ったということでもあります。いずれにしても、境界にはコンクリート塀を建てて、砂や泥が流れないようにしたそうです。また、雨水についても道路側溝へ流れるようにして、周辺への影響は無いようにするというのでございます。周辺も宅地化等されていることもございますし、これから空き地については宅地造成を進められていかれる予定のようです。以上のことから今回の案件については、問題は無いかと思いますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質

問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、許可申請の 5 及び 6 を一括採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 5 及び 6 については、可決されました。

《 渡津町 》

会 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 7 及び 8 について」を議題といたします。この申請は箇所が隣接しており、また申請人が同一ですので、一括審議といたします。なお、この件については●●推進委員が関係ありますので、退席をお願いいたします。

[●●●●推進委員 退席]

会 長 それでは、事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは番号 7 です。農地の所在は渡津町●●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が 211 m²です。譲渡人は●●●●さん、江津市●●町●●●●番地です。譲受人は●●●●、●●市●●町●●●番地です。転用目的は建売住宅です。対価は 10a あたり●●●●千円で、工期は 12 月末までということです。次に 8 番です。渡津町●●●●627 番 7、地目は登記簿現況ともに畑、面積が 62 m²です。譲渡人は●●●●さん、●●町●●●●番地です。譲受人は●●●●、●●市●●町●●●番地です。転用目的は宅地拡張です。対価は 10a あたり●●●●千円ということで出ております。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は最後のページで 7 ページになります。現地は国道 9 号線、江津●●●●から●●●～●●●m 浅利方面に行った所であります。現地はご覧のように 9 号線と、●●●●あるいは●●●●へ行く道の、浅利渡津線の間挟まれた場所というふうになります。現地を確認しますと、草等は長く伸びては無く綺麗に管理されておりました。また、無花果あるいは蜜柑、枇杷の果樹が 1 本くらい縦に綺麗に並んで植えておりました。ご覧のように両サイドには家が建てられておまして、周辺は民

家や手前の方に空欄になっている所は、●●●●の閉鎖された事業所があるという所でございます。近くには●●●●あるいは●●●●、消防署、コンビニ、●●●●等、便利な環境となっております。●●●●の奥さんのご実家だそうですが、以前はご両親が野菜等を作っておられたそうです。ご両親が亡くなられてからは、現在はご主人と●●●●の方に住んでおられるということから、なかなか管理が出来なくてシルバー人材センターに頼まれて、草刈りあるいは刈った後の草等の始末に長年管理をされておられたそうです。周辺がご覧のように住宅に囲まれていることもあって、このまま農地として維持することも困難であったということから、このたび●●●●さんの方で宅地造成をして、建売住宅を建築して販売をしたいということになったようです。以上のことから、転用をすることによって境界にブロック塀を建てる等、あるいは砂や泥が流れないように、生活排水あるいは合併浄化槽を通じて、また雨水についても道路側溝へ流し、周辺に影響を及ぼさないようにというこのようです。周辺への被害等についても以上のことから、考えにくいと思います。特に問題は無いと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、許可申請の 7 及び 8 を一括採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 7 及び 8 については、可決されました。

〔 ●●●●推進委員 退席解除 〕

農用地利用集積計画

会 長 　次に日程第 5、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　それでは日程第 5、意見第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明させていただきます。1 ページを開けて頂くと、集計表がございますが、各地区ございますけれど、全体で 7 筆 7,554 ㎡の計画

が出ております。次の 2 ページですが、詳細が載っております。1 番ですが、後地町●●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が 1,001 m²です。利用権設定者は●●●●さん、都治町●●●番地です。受ける者が●●●●●●●●●●、●●市●●町●●●番地です。利用目的は田で、期間は 5 年 6 ヶ月、中間管理事業での利用です。次に 2 番、松川町八神●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が 2,458 m²です。移転する者は●●●●さん、●●市●区●●町●丁目●番です。受ける者が●●●●●●●●●●、●●市●●町●●●番地です。利用目的は田で、期間は 5 年 6 ヶ月、中間管理事業です。次に 3 番、桜江町田津●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が 1,210 m²です。移転する者は●●●●さん、●●町●●番地です。受ける者が●●●●●●●●●●、●●市●●町●●●番地です。利用目的は畑で、期間は 10 年 6 ヶ月、中間管理事業です。次のページですが 4 番、跡市町●●●●番、地目は登記簿が田で現況が畑、面積が 872 m²です。もう 1 筆、跡市町●●●●番、地目は登記簿が田で現況が畑、面積が 831 m²です。移転する者は●●●●さん、●●町●●●●番地です。受ける者が●●●●さん、●●町●●●●番地です。利用目的は畑で、使用貸借で 5 年間です。次に 5 番、金田町●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が 467 m²です。移転する者は●●●●さん、●●町●●●●番地です。受ける者が●●●●さん、●●町●●●●番地です。利用目的は田で、使用貸借で 3 年 6 ヶ月です。次に 6 番、桜江町大貫●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が 715 m²です。移転する者は●●●●さん、●●町●●●番地です。受ける者が●●●●、●●町●●●番地です。利用目的は田で、使用貸借で 10 年 6 ヶ月です。以上です。

会 長 　ただ今、事務局から説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づ

「農用地利用集積計画の承認について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に日程第 6、その他について、事務局から総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 事務局からは特にございません。

会 長 その他、皆さんの方から何かございますか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 それでは、事務連絡等は総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 3 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は 7 月 21 日の水曜日、地場産業振興センターで行いますのでお間違えの無いようよろしくお願いいたします。

[閉会 午前 10 時 30 分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員